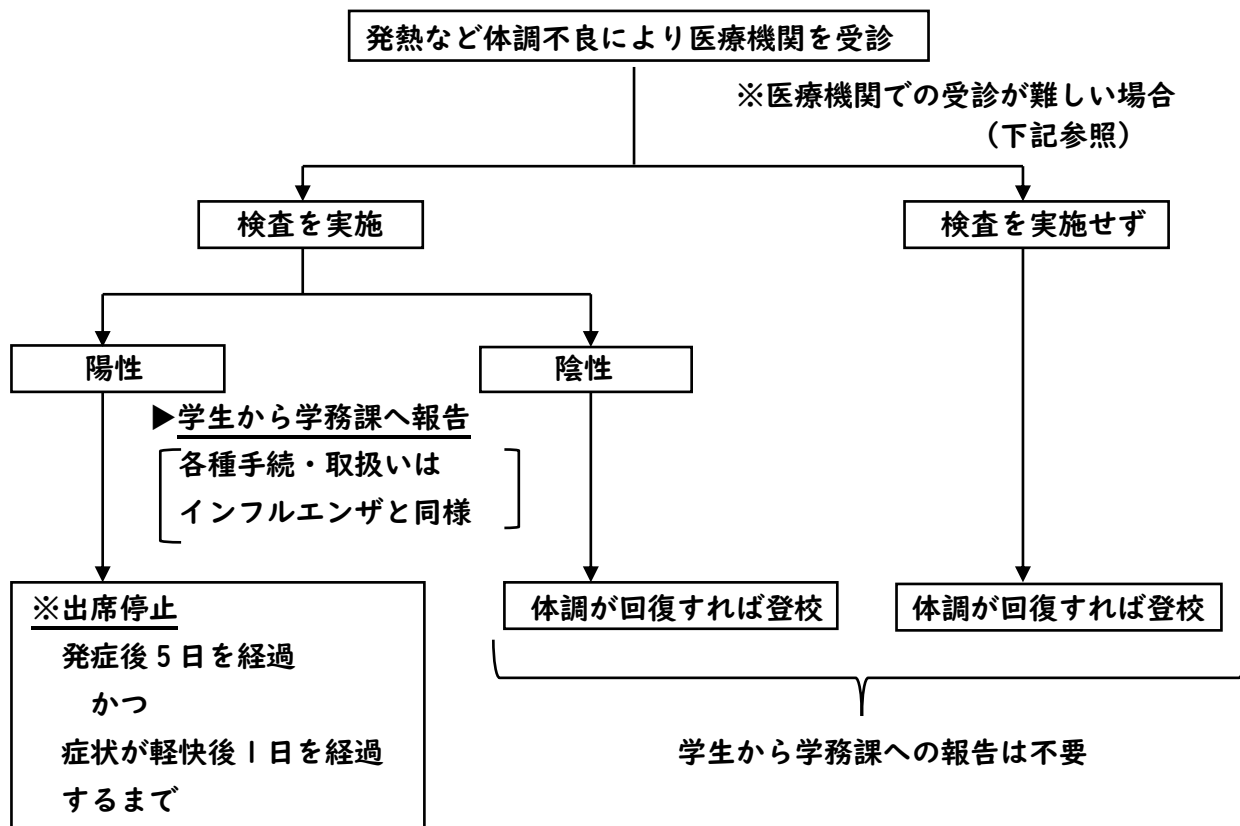


## 新型コロナウイルスの罹患が疑われる場合の対応フロー



※医療機関での受診が難しい場合は、国が承認した「体外診断用医薬品」の抗原定性検査キットでの検査でも可とする

### 検査キットによる検査の場合の届出等について

※検査キットによる検査の場合は、結果を学務課に電話で報告した後、指示に従って下記の届出書類を提出すること

「授業欠席届」「試験欠席承認願」に添付する、新型コロナウイルス感染症の疾患を特定できる証明書類は、医療機関が発行する薬剤情報、検査結果のほか、次のものをすべて満たした写真でも可とする。

- ①検査キットの検査結果
- ②国が承認した「体外診断用医薬品」の抗原定性検査キットであることがわかるもの  
(検査キットの外箱。「研究用」と表示されているものは不可)
- ③学生証
- ④検査日を表示

★報告・届出は学務課へすること